

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	岩手県滝沢市

滝沢市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 経済産業部農林課
所 在 地 : 滝沢市中鵜飼 5 5 番地
電 話 番 号 : 019-656-6539
F A X 番 号 : 019-684-5479
メールアドレス : norin@city.takizawa.iwate.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、カラス、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アナグマ、カワウ、カルガモ、キジバト、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	滝沢市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ	飼料作物	57a 1,543千円
	果樹	9a 605千円
	野菜	1a 14千円
	その他	80千円
	合計	2,242千円
イノシシ	水稻	9a 117千円
	果樹	2a 50千円
	野菜	4a 168千円
	飼料作物	25a 422千円
	いも類	1a 70千円
	合計	827千円
カラス	果樹	3a 200 千円
ニホンジカ	水稻	7a 91 千円
ハクビシン	果樹	5a 30 千円
	野菜	8a 117 千円
	その他	30 千円
	合計	177 千円
タヌキ	—	令和5年度において被害報告なし
キツネ	—	
アナグマ	—	
カワウ	—	
カルガモ	—	
キジバト	—	
アライグマ	—	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	市の北部及び西部に集中しており、牛の飼料作物であるデントコーンの被害が顕著である。また、ラップサイレージやバンカーサイロなどの被害の他、配合飼料を狙って牛舎の中に入ってくるという報告も多くなっていることから、人的被害も懸念されている。
イノシシ	スイカやサツマイモの食害の他、牧草地などの掘り返しや水田の踏み荒し等の被害額算定が困難な被害が報告されており、今後さらに被害が拡大するものと懸念される。
カラス	市全体に生息しており、広範囲で作物へのいたずら等が報告されている。被害としてはリンゴを中心とした果樹の食害が顕著である。
ニホンジカ	水稻や樹木の食害の他、牧草地やリンゴ畑での目撃や被害報告はあるものの、被害額を算定できない程度のケースが多い。目撃件数が増加傾向にあり今後被害が増える可能性がある。
ハクビシン	果樹やトマトなど作物被害が多く、目撃件数も増えており、今後被害額が増加傾向にある。柵やネットでは被害を防ぐことができないため、電気柵による侵入防止対策が重要である。
タヌキ	トウモロコシやトマトなどの食害の他、牛舎内への侵入により、牛への皮膚病等の発生が危惧されている。
キツネ	トウモロコシやトマトなどの食害の他、牛舎内への侵入により、牛への皮膚病等の発生が危惧されている。
アナグマ	被害額を算定できない程度ではあるが、スイカやメロンの被害が発生しはじめている。
カワウ	今のところ滝沢市内における被害報告はないが、近隣市町の被害状況等から鑑みると、今後被害が発生する可能性もあり、動向を注視していく必要がある。
カルガモ	農家からの報告例は少ないが、被害額が算定できない程度の水稻被害が発生している。
キジバト	被害額が算定できない程度ではあるが、大豆や小麦などの作物被害が発生している。
アライグマ	農作物被害の報告は今のところないが、近隣市町では目撃及び被害の情報があることから、今後被害が発生する可能性もあり、動向を注視していく必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害額	被害面積	被害額	被害面積
ツキノワグマ	2,242 千円	67a	1,793 千円	53a
イノシシ	827 千円	37a	661 千円	29a
カラス	200 千円	3a	160 千円	2a
ニホンジカ	91 千円	7a	72 千円	5a
ハクビシン	177 千円	13a	141 千円	10a
タヌキ	-	-	-	-
キツネ	-	-	-	-
アナグマ	-	-	-	-
カワウ	-	-	-	-
カルガモ	-	-	-	-
キジバト	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-
合 計	3,537 千円	127a	2,827 千円	99a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	滝沢猟友会に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施している。 クマわなについては、必要最小限の設置。イノシシ用くくりわなについては、クマ等の錯誤捕獲に注意しながら被害発生場所周辺へ設置。カラス檻については、被害が多い地域に常設している。 また、市内3農協が滝沢猟友会に対して捕獲に係る費用の補助を行っている。	ツキノワグマによる被害発生場所が増えてきているため、クマわなの使用頻度が多くなり、更新・補修に以前より経費がかかっている。 イノシシの被害が拡大しており、わなを設置しての捕獲を進めているが、はこわなやくくりわなへの警戒心が強く、思うように捕獲が進んでいない。
防護柵の設置等に関する取組	ツキノワグマやイノシシを主な対象として、電気柵を設置する農業者に対し半額の助成を実施している。（上限6万円）	酪農家は耕地面積が広く、電気柵設置に際して経費が多くなることと、設置方法や設置後の管理によっては、十分な効果が得られない場合がある。
生息環境管理その他の取組	出没や被害多発地点における刈払い等緩衝帯の整備や鳥獣の生息状況や行動範囲を調査し、効果的な捕獲につながる情報収集。	個人所有地が多いことから、連絡手段に限りがあり、承諾を得られない場合がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・ 鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊による農作物被害防止活動及び有害鳥獣捕獲活動の体制強化を図る。
- ・ ICT技術等を活用した捕獲機材を導入し、捕獲効率を上げるための調査研究に努める。
- ・ 有害鳥獣の目撃情報を住民に提供するとともに、被害防止対策の周知に努める。
- ・ 関係機関及び農家等との情報共有体制を強化することにより、迅速な農作物被害の実態把握に努める。
- ・ 鳥類については、銃器及びわなによる捕獲を継続して実施する。わなによる捕獲については、カラスのみに限る。
- ・ 獣類については、銃器及びわなによる捕獲を実施するとともに、防護柵設置等の被害防止対策を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、滝沢市が滝沢市鳥獣被害対策実施隊を設置し、早期発見及び迅速な捕獲ができるような体制を整備する。

滝沢市鳥獣被害対策実施隊は、滝沢猟友会長からの推薦を受け、かつ隊員に任命されることを承諾し、対象鳥獣の捕獲業務等に積極的に取り組むことが見込まれる者として、市長が認める者とする。

緊急時やツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシ等の大型鳥獣捕獲の際は、半矢による二次被害等の防止や、射程距離の延長による効率的な有害捕獲及び隊員の安全確保のため、ライフル銃の所持が必要である。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その

際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ イノシシ カラス ニホンジカ ハクビシン タヌキ キツネ アナグマ カワウ カルガモ キジバト アライグマ	・滝沢市鳥獣被害対策実施隊による迅速な捕獲対応 ・はこわなの整備 ・くくりわなの整備（ニホンジカ、イノシシに限る） ・被害状況や捕獲実績に応じた効果的なわなの設置や多様な誘引方法の活用など捕獲技術の研鑽により効果的な捕獲に努める ・狩猟免許講習会等の広報活動の実施 ・わな猟免許の取得費用の一部助成 ・担い手の確保及び育成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【ツキノワグマ】 岩手県第5次ツキノワグマ管理計画に基づいた捕獲を基本とする。農作物被害防止のため、誘引物の除去や追い払い等を行い、電気柵等設置による防止策の徹底を図る。 【イノシシ】 岩手県第3次イノシシ管理計画に基づき、効果的な捕獲方法を検討し積極的な捕獲を実施する。電気柵等設置による防止策の徹底についても強化する。 【カラス】 被害が広範囲に渡っていることから、捕獲檻を生息数の多い地区に設置し、捕獲数の増加を目標とする。 【ニホンジカ】 岩手県第6次シカ管理計画に基づき、効果的な捕獲方法を検討し積極的な捕獲を実施する。 【ハクビシン】 出没及び農作物被害が増加しており、個体数の増加が懸念されていることから、可能な限り捕獲数の増加に努める。

【タヌキ・キツネ・アナグマ】

出没件数が増えており、生息数の増加が懸念されていることから、積極的な捕獲を実施する。

【カワウ】

捕獲計画数は設定しないが、生息が確認された地域において積極的な捕獲を行う。

【カルガモ・キジバト】

現状の捕獲数を基準として、被害状況に応じた捕獲を実施する。

【アライグマ】

捕獲計画数は設定しないが、外来種であることから、生息が確認された地域において積極的な捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ	設定しない		
イノシシ	30頭	20頭	20頭
カラス	600羽	600羽	600羽
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
キツネ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	30頭	30頭	30頭
カワウ	被害状況に応じて設定する		
カルガモ	60羽	60羽	60羽
キジバト	50羽	50羽	50羽
アライグマ	被害状況に応じて設定する		

※ 捕獲に当たっては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限を遵守する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○捕獲の手法 はこわな、くくりわな及び銃器による有害捕獲 ○実施期間 4月～3月までを実施期間とするが、11月～2月のニホンジカ・イノシシの捕獲の実施については、有害捕獲従事者と岩手県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者が重複しないこととする。 ※滝沢市鳥獣被害対策実施隊による活動時期は、4月～10月までとする。 ただし、有害鳥獣の出没が著しく増加する場合は、この限りではない。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性 電気柵設置の推進、罠及び散弾銃を利用した有害鳥獣捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生しており、特にもツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどの大型獣の捕獲に当たっては、半矢による二次被害等の防止や、射程距離の延長による効率的な有害捕獲及び隊員の安全確保のため、ライフル銃の使用を必要とする場合がある。 ○取組内容 【ツキノワグマ】 捕獲手段：はこわな及び散弾銃による捕獲を基本とするが、止むを得ない場合はライフル銃により捕獲する 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による 【ニホンジカ及びイノシシ】 捕獲手段：はこわな及び散弾銃による捕獲を基本とするが、止むを得ない場合はライフル銃により捕獲する 捕獲時期：4月～3月 捕獲場所：市内一円

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
滝沢市全域	なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ キツネ アナグマ アライグマ	電気柵の設置 35か所 市単独補助	電気柵の設置 35か所 市単独補助	電気柵の設置 35か所 市単独補助

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度～令和9年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ キツネ アナグマ アライグマ	・電気柵設置者に対し、定期的な巡回を行い設置の仕方や草刈り等の維持管理について指導を行う。 ・電気柵設置や維持管理に係る研修会等を開催する。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ イノシシ カラス ニホンジカ ハクビシン タヌキ キツネ アナグマ カワウ カルガモ キジバト アライグマ	・農作物収穫残渣除去や、電気柵等活用など被害未然防止対策の強化 ・出没や被害多発地点における刈払い等緩衝帯整備の実施 ・被害防止を目的とした研修会等を開催するなど自衛対策の強化 ・鳥獣の生息状況や行動範囲を調査し、効果的な捕獲につながる情報収集を行う

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等に係る許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	鳥獣被害防止の指導、助言
盛岡西警察署、滝沢中央交番等	住民の生命、身体又は財産の保全
滝沢市経済産業部農林課	有害鳥獣捕獲等に係る許可、関係機関等との調整、総括
滝沢市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲の実施及び被害防止活動
滝沢猟友会	有害鳥獣捕獲の実施及び被害防止活動(実施隊による活動時期以外)

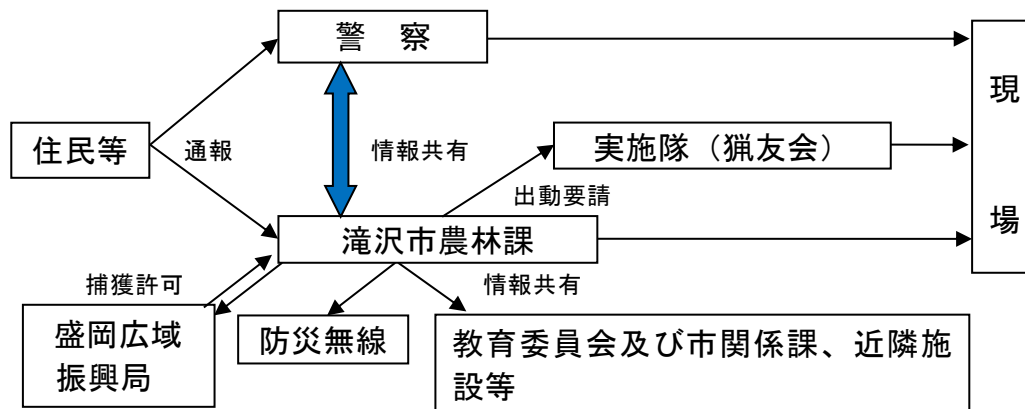
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの通報があった際には、警察と情報を共有するとともに、猟友会へ出動を依頼し、速やかに現場の確認及び安全の確保を図る。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物処理施設での焼却による処分とし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理するほか、必要に応じて鳥獣の保護及び管理に関する学術研究機関へ提供する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した個体の食肉等への利活用については、原子力災害対策特別措置法による出荷制限指示の動向を注視しながら、先進地の事例等を参考に利活用について検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	滝沢市有害鳥獣捕獲協議会 (平成13年6月15日設立)
構成機関の名称	役 割
新岩手農業協同組合 南部営農経済センター	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
岩手花平農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
岩手中央酪農業協同組合	鳥獣による農作物の被害状況等の情報収集及び意見提言等
滝沢猟友会	有害鳥獣捕獲活動に関する取組と意見提言
滝沢市	滝沢市経済産業部農林課が事務局となり、情報収集、連絡調整、及びその対応

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
滝沢市市民環境部環境課	有害鳥獣捕獲等の許可（権限移譲されている緊急捕獲のツキノワグマを含む）、指導、助言
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可（ツキノワグマ）、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	鳥獣被害防止総合支援事業等に関する指導・助言
盛岡農業改良普及センター	有害鳥獣被害対策活動に対する指導、助言
鳥獣保護巡視員	有害鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	令和7年4月1日
職務	鳥獣の捕獲、駆除及び処分 鳥獣による人身被害防止を目的とした緊急対応 捕獲技術の研鑽及び担い手の確保・育成 鳥獣の生息調査 鳥獣による農作物被害の調査
隊員数	50名以内（滝沢猟友会から推薦された者）
任期	1年（再任の妨げなし）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣による被害防止のため、行政、農業者団体、自治会等の連携により、地域で被害を防止するという意識の高揚を図るとともに、被害防止に関連する知識や技能の向上を目指し、鳥獣による農作物への被害防止についての普及啓発に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、新たな対象鳥獣の出現や大量発生等により、本計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。